

♀ CAN DO ♀

“可能性への挑戦”

第42号

金田会計事務所通信

【 ミッション 】

私は東大阪の小さな町工場の息子として育ちました。資金なし、人材なし、信用なしの零細企業の定めとして、足りないところは家族で補うのが当たり前。母は家事や子育てはもちろん、一従業員として機械の前に座ります。子供の私たちも同様で人手が足りなくなると私も学校から帰れば手伝いが待っていて、休みとなれば夜勤になることもしばしば、朝 7 時頃に終えて昼過ぎまで寝ます。職人さんたちと夕食を一緒に食べたり、母と社宅に寝具などの備品を運んだりすることも特に違和感を感じることなく普通の生活の一部として過ごしてきました。従業員が不法滞在外国人だったため入国管理局の調査を受けたり、後に自宅の登記簿謄本を見たときに、個人名（街金？）で借入金の抵当権が設定されていた時期があったことを確認し、「あの時か」と石油ショックで暇だったころを思い出したりしました（私は子供心に仕事がない父と遊べたのを喜んでいましたが）。父も母もいろいろと大変だったと思います。

どっこい人間はしぶとく、何としても生きていきます。現在の悩みも敗戦後の高度成長期を支えた先人の苦勞に比べればまだまだと言われるかもしれません。恵まれた環境にあるのは少なく、ないからこそ、様々な工夫と少ない資源をうまく利用して一致団結し戦わなければやっていけないものです。世の中がいかに進歩しようと昔も今も中小企業の悩みは根本的には変わりません。

グローバル化や IT などのデジタル化の発展により未知の領域も増え、ただ努力すれば成果が出るという時代でもなくなり、頼る相手も限られるのが現実ではないでしょうか。そんな中での私たちのミッション（使命）とは「お客様の側に立って仕事をする」ということです。持てる知恵やネットワークを使い取り組んでいくことでそばに寄り添っていきたいと考えています。これからまだまだ大きく変化していく世の中の荒波をともに乗り越えていく者として今年も頑張っていきたいと思います。



金田 康良

2016年 2月

平成28年度税制改正の要点

平成28年度税制改正は消費税の税率10%アップに伴う軽減税率の導入が大きな話題となっています。その改正内容の要点をご紹介します。

【法人税率の引き下げ】(減税)

現行の法人税率の23.9%がH28年4月1日に開始する事業年度から**23.4%**、H30年4月1日に開始する事業年度から**23.2%**に引き下げられます。これにより法人税実効税率はおおのそ29.97%、29.74%と20%台に引き下げられることになります。

	現行	平成28年	平成30年以降
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人税実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

※法人住民税の税率も同様に引き下げられ、現行の地方法人特別税は廃止されて法人事業税の所得割に還元されます。

【外形標準課税の拡充】(増税? 減税?)

資本金1億円超の法人に適用される**法人事業税の外形標準課税**については所得割の標準税率が引き下げられる一方、付加価値割、資本割が引き上げられるため、**所得金額の多い企業は税額が軽減されるが、所得金額の小さい企業には増税**となります。

法人事業税	所得金額	平成27年	平成28年
所得割(減)	年400万円以下	3.1%	1.9%
	年400万円超 800万円以下	4.6%	2.7%
	年800万円超	6.0%	3.6%
付加価値割(増)		0.72%	1.2%
資本割(増)		0.3%	0.5%

平成28年4月1日以降開始する事業年度から適用。

【建物付属設備・構築物の償却方法の見直し】(増税)

平成 28 年 4 月 1 日以降に取得する「建物付属設備」と「構築物」の償却方法は、定率法が廃止され、**定額法**に一本化されることになりました。これにより初年度の償却費が縮小されることとなります。

	改正前	改正後
建物付属設備	定額法又は定率法	定額法
構築物		
鉱業用減価償却資産 (建物、付属設備、構築物に限る)	定額法、定率法 又は生産高比例法	定額法 又は生産高比例法

【空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例】(減税)

被相続人が居住の用に供していた家屋及び土地を相続により取得した個人が次の要件のもと譲渡した場合、譲渡所得に**3,000 万円の特別控除を適用**する。

- ①相続開始直前において被相続人の以外に居住したも者がいない。
- ②相続開始以降、譲渡直前まで事業の用、貸付の用、居住の用に供していないこと。
(以上、**空き家要件**)
- ③**昭和 56 年 5 月 31 日以前**に建築された家屋(マンション等の区分所有建物を除く)とその敷地であること。
- ④譲渡対価の額が**1 億円以下**であること。
- ⑤相続開始から**3 年**を経過する年の 12 月 31 日までの譲渡で、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡したものであること。
- ⑥市町村から本特例の適用要件を満たす旨の書類を添付。
老朽化した空き家の発生を抑制する政策です。



【三世帯同居家屋の改修工事をした場合の所得税額控除】(減税)

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に一定の三世帯同居改修工事をした場合、その工事の標準的工事費用相当額(250 万円を限度)の**10%の所得税額**を控除する。また、住宅借入金等による工事の場合は、住宅借入金等の金額(工事費用相当額を限度)の**2%を 5 年間**所得税額から控除する。

※一定の三世帯同居改修工事とは①調理室②浴室③便所④玄関のいずれか 2 つ以上が複数になる工事で工事合計額が 50 万円を超えるものをいいます。

【消費税の軽減税率の導入】(減税)

平成 29 年 4 月 1 日から消費税率が 10%(国税 7.8%、地方税 2.2%)に引き上げられると同時に飲食料品等に係る消費税については軽減税率 **8%**(国税 **6.24%**、地方税 **1.76%**)を適用する。それに伴い、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として**適格請求書等保存方式**(いわゆる「インボイス」)を平成 33 年 4 月 1 日から導入する。経過措置として平成 29 年 4 月 1 日からは簡素な経理方式と税額計算の特例制度を創設する。

詳しくは次回以降に特集を組みますが、事業者にとっては非常に煩雑なこととなります。



【その他の関連税制】

☆欠損金の繰越控除制度の見直し

平成 27 年度 65%から 4 年間で 5%ずつ**控除可能金額が引き下げ**られ、平成 30 年に 50%となる(中小企業等を除く)。一方、平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年分の欠損金額から 9 年を 10 年に延長する。

☆生産性向上設備投資促進税制の提供期限をもって廃止

☆中小企業の少額減価償却資産の損金特例の 2 年延長と **1,000 人超の従業員のいる法人の適用除外**

☆企業版ふるさと納税の創設
等々



税制改正の内容は重要と思われる部分を簡単に掲載することにとどめていますので不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

